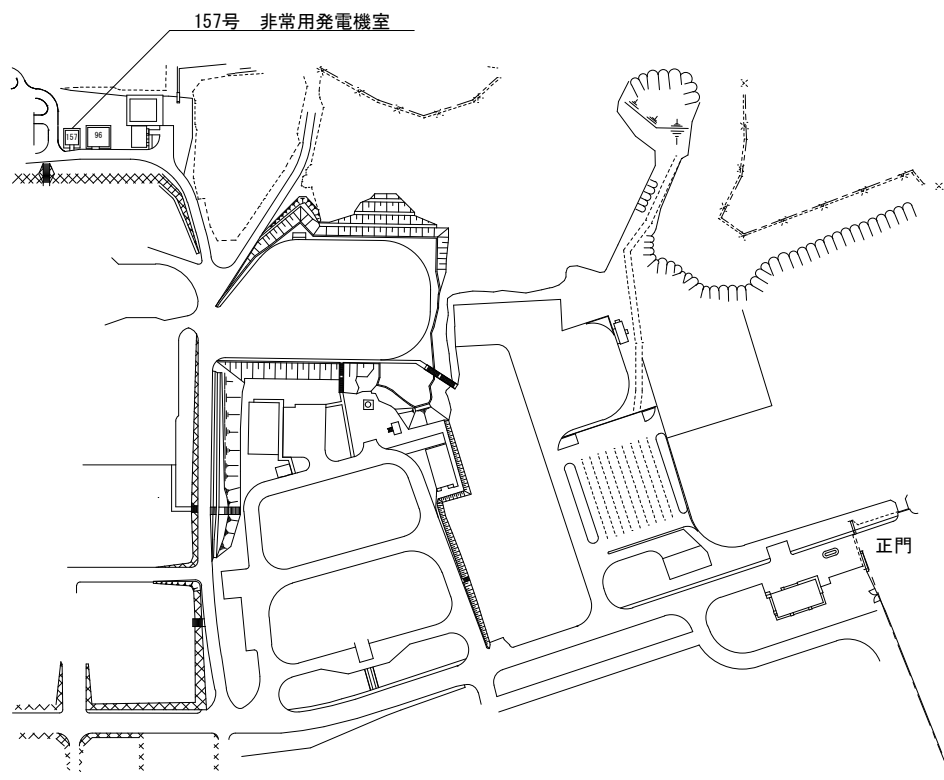
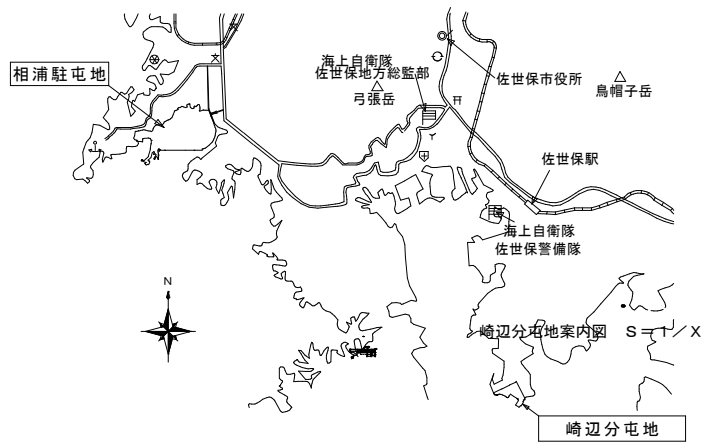
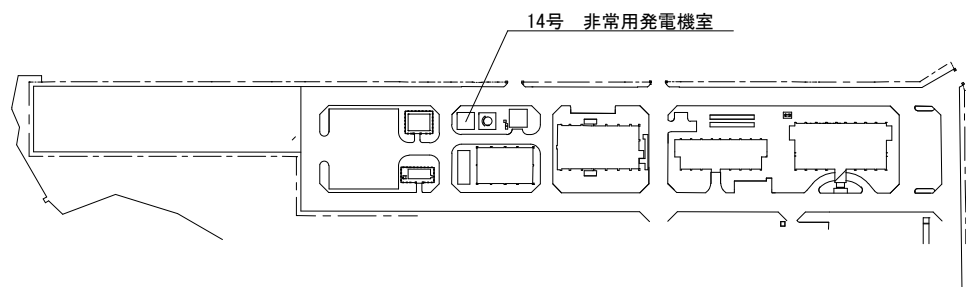


# 非常用発電機保守点検

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	電気係長	担当者
件名 非常用発電機保守点検						
図面名 表紙						
縮尺			作成年月日		令和7年5月13日	
作成者 防衛技官 福口 翔太郎						図面番号
陸上自衛隊 相浦駐屯地業務隊						1 / 4



相浦駐屯地配置図 S = 1 / 2500



崎辺分屯地配置図 S = 1 / 300

件名	非常用発電機保守点検		
図面名	仕様書		
縮尺	作成年月日	令和7年5月13日	
作成者	防衛技官 福口 翔太郎	図面番号	
	陸上自衛隊 相浦駐屯地業務隊	2 / 4	

# 仕様書

## 1 件名

非常用発電機保守点検

## 2 場所

- 長崎県佐世保市大湯町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
- 長崎県佐世保市崎辺町11番地2 陸上自衛隊崎辺分屯地

## 3 概要

相浦駐屯地及び崎辺分屯地の非常用発電機の保守点検等及び、オイル等の消耗品を交換をするものである。

## 4 一般事項

- 本役務は本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建設保全業務共通仕様書」定めによる他、関係諸法規によるものとする、また機器メーカーの仕様により実地するものとする。
- 本役務に際して事前に監督官と打ち合わせをするものとする。
- 本役務の写真は、作業前、作業中、作業後、主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、作業後隠蔽となる部分は確実に写真管理を実施するものとする。作業完了後、A4判工事写真帳に整理し監督官に提出するものとする。
- 本仕様書等に記載なき事項といえども技術上当然実施すべき事項については、受注者の負担において実施するものとする。
- 作業は他の施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は受注者の負担において原状復旧するものとする。
- 本役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
- 作業実施日は相浦、崎辺とも土日祝日を基本とし、事前に監督官と調整するものとする。
- 本役務により発生した廃棄物は、関係法令に基づき受注者が搬出処理し、エンジンオイル等の産業廃棄物については、マニフェスト（E票）の写しを監督官に提出するものとする。
- 作業等に必要な電力及び給水は、官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし、前記要領で使用できない場合は官側と調整し、メーター等を取付け、使用量に応じた料金の支払いにより使用できるものとする。

## 5 特記事項

- 保守点検を実施する非常用発電機の形式等は、下表のとおりとする。

駐(分)屯地	形式
相浦	発電機 ZX500HB 500kVA 株式会社明電舎 エンジン E-AF 小松製作所
崎辺	発電機 ZK312HB 300kVA 株式会社明電舎 エンジン E-36M 小松製作所

- 保守点検項目（詳細はメーカー点検表による）

### ① 電気品関係点検（可燃性ガス検知器含む）

メンテナンス作業内容（可燃性ガス使用）

項目	内容	ポイント
入力電圧測定 ※機器使用	入力電圧値を測定する。	定格範囲内
ヒーター電流測定 ※機器使用	ヒーター電流値を測定する。	定格値以外は調整
校正ガス作成	校正ガスを作成する。	ガス種・濃度
ゼロ(ベース)調整	指示計の指示値がゼロ又はベースであることを確認する。	ゼロ・ベース値
スパン調整	検知部に校正ガスを導入して、指示値が安定するのを待つ。	校正ガス濃度値
応答速度測定・再現性確認	警報設定値の1.6倍濃度ガスを検出部に導入し警報(ランプ点灯やブザー鳴動)が発するまでの時間を測定する。警報が発生後、指示値が安定するのを待つ。	可燃性ガス:30秒以内 毒性ガス:1分以内 校正ガス濃度値付近

## ② 保護装置試験（継電器試験含む）

### 計測測定試験内容

#### ア 保護継電器試験

保護継電器試験(シートパネル内蔵型)

下記保護継電器の動作確認を実施すること。(動作値及び動作時間)

項目	点検項目	器具番号
1	ア 過回転	12
2	イ 過電圧	59G
3	ウ 不足電圧	27G
4	エ 過電流	51G
5	オ 地絡過電圧	64GF

#### イ 保護連動試験

下記表のとおり保護装置が正常に動作することを確認すること。(項目欄○表記を実施すること。)

保護項目			機関停止	遮断器解放
対象	項目	故障項目 器具番号		
重故障	1	潤滑油油圧低下 63Q	○	○
	2	冷却水温度上昇 26W	○	○
	3	過回転 12	○	—
	4	始動渋滞 48	○	○
	5	緊急停止 5E	○	○
	6	過電圧 59G	○	○
	7	不足電圧 27G	○	○
	8	燃料小出槽最低油量 33QLL	○	○
	9	過電流 51G	—	○
軽故障	10	地絡過電圧 64GF	—	—
	11	補機故障 30A	—	—
	12	蓄電池異常 26B	—	—
	13	充電器故障 CHF	—	—
	14	燃料小出槽油面低下 33QL	—	—
	15	燃料小出槽油面上昇 33QH	—	—

## ③ エンジン関係点検

## ④ 蓄電池関係点検

## ⑤ 発電機部点検

件名	非常用発電機保守点検		
図面名	仕様書		
縮尺	作成年月日	令和7年5月13日	
作成者	防衛技官 福口 翔太郎		図面番号
陸上自衛隊 相浦駐屯地業務隊			3 / 4

⑥ 絶縁抵抗試験（高圧ケーブル含む）

絶縁抵抗測定試験

下記計測箇所にて絶縁抵抗測定試験を実施すること。（項目欄○表記を実施すること。）

測定箇所	絶縁抵抗値【MΩ】	
	主回路～ 大地間	主回路～ 線間
主回路52G 1次側	○	—
主回路52G 2次側	○	○
主機界磁巻線	○	—
励磁回路 J.K	○	—
制御電源	○	—
遮断機操作電源	○	—
変圧器1次(MCCB-TF 二次)	○	—
変圧器2次	○	—
盤内照明・コンセント	○	—
スペースヒータ	○	—
冷却水ヒータ	○	—
充電器 入力	○	—

⑦ 始動・停止試験

<p>手動始動試験 始動操作から始動・電圧確立・表示点灯までの時間を計測すること。</p>
<p>手動停止試験 停止操作から完全停止・停止復帰までの時間を計測すること。</p>
<p>自動始動試験 模擬信号により停電から始動・電圧確立・遮断器投入までの時間を計測すること。</p>
<p>自動停止試験 模擬信号により復電から遮断器解放・停止命令・完全停止・停止復帰までの時間を計測すること。</p>

⑧ パソコン等を用いて制御用マイコンの点検（メーカー基準に基づいた非常用発電機制御用マイコンについて十分な知識と経験を有する者とする。）

(3) ア 交換する消耗品の種類及び数量については下表のとおりとする。

駐（分） 屯地名	エンジンオイル量	オイルフィルター数	燃料フィルター数	ガスケット	クーラント量
相浦	120L	2個	3個	1式	27L
崎辺	55L	1個	2個	1式	23L

※消耗品の仕様については、メーカー推奨品の同等品以上とする。

(4) 負荷試験

相浦駐屯地、崎辺分屯地共に実負荷試験を実施するものとする。

(5) その他

ア 点検報告書は仕様書の点検項目の内容が分かる様に記載し、2部提出するものとする。

イ 本保守点検は9月1日より11月28日までの期間を予定しており官側と話し合って決定するものとする。

6 検査

作業完了後、必要書類の提出及び検査官による検査をもって検査合格とする。

件名	非常用発電機保守点検		
図面名	仕様書		
縮尺	作成年月日	令和7年5月13日	
作成者	防衛技官 福口 翔太郎	図面番号	
	陸上自衛隊 相浦駐屯地業務隊		4 / 4